

裁 決 書

審査請求人

同 代 理 人

処 分 庁 仙台市青葉福祉事務所長

審査請求人[redacted]が平成28年1月28日付けで提起した保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

仙台市青葉福祉事務所長が平成27年12月1日付けH27青保一・青保二第5号で審査請求人に対してした保護廃止決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

仙台市青葉福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成27年12月1日付けH27青保一・青保二第5号で審査請求人[redacted]（以下「請求人」という。）に対してした保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

処分庁から審査請求人に対し、辞退届の提出の義務があると誤信を与えるような書面の交付が複数回なされ、その結果、請求人は辞退届提出の義務があると誤信し、辞退届を提出したものである。誤信に基づく辞退届は無効であり、本件処分についてはこれを取り消すべきであることが明らかである。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

請求人から提出された審査請求書及び反論書並びに処分庁から提出された弁明書及び添付書類から、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成26年10月14日に処分庁に対し生活保護（以下「保護」という。）の申請を行い、処分庁は、同日からの請求人に係る保護を開始した。
- (2) 処分庁は、平成27年8月31日付けH27青保一・青保二第3号で請求人に対して保護変更決定通知書を発出した。当該保護変更決定通知書には、「[redacted]の最後の給与は[redacted]円で見

込んでいます。10/20～[REDACTED]の給与とのことなので、「10月末で辞退する」旨の届出書を書いてもらうこととなります。(10/5の保護費が最後になります)」との手書きの書込みがあった。

- (3) 請求人は、平成27年9月15日付けで、就労収入申告書を郵送で提出した。
- (4) 請求人は、平成27年11月27日付けで、12月のボーナスは出ないが保護を辞退すること及び仕事の都合で区役(所)に行けないことを記載した辞退届を郵送で提出した。
- (5) 処分庁は、請求人からの辞退届を受理後、請求人から辞退届が提出されたことを理由として、平成27年12月1日付けで請求人に対する保護を廃止した。
- (6) 請求人及び審査請求人代理人[REDACTED]は、平成27年12月16日に処分庁を訪れ、平成27年8月31日付けの保護変更決定通知書に記載されている手書きの書込みは請求人に対し辞退を強要する内容であり、辞退届は処分庁の誘導により、提出義務があると誤信して提出したものであることから、辞退届による保護廃止を撤回するよう求めた。
- (7) 処分庁は、平成27年12月17日にケース検討会議を開催し、平成27年12月16日に請求人から求められた保護廃止の撤回要求についての検討を行い、辞退届の提出は、請求人の任意かつ真摯な意思に基づく有効な辞退届であると認め、本件処分は適法に行われたとの結論に至り、本件処分を撤回しない決定をした。

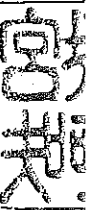
2 判断

- (1) 保護を廃止する場合として、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第26条では、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、(以下略)」と規定されるに留まり、被保護者が保護を辞退することによる廃止については何ら規定されていないが、法が申請保護の原則を採用していることに鑑みれば、被保護者から提出された辞退届により保護を廃止することも可能であると解されている。
- (2) 辞退届の提出により保護を廃止する場合の取扱いについては、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10の12-3において、①被保護者から提出された辞退届が有効なものであり、かつ、②保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合の2つを挙げている。また、辞退届が有効となるためには、本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであること、保護の実施機関が辞退届の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した場合や、本人の意思によらない辞退届は効力を有しないとしている。

また、辞退届が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うにあたっては、例えば本人からの自立の目途を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意することとされている。

- (3) (1)及び(2)を踏まえ、本件審査請求について以下検討する。

まず、請求人から提出された辞退届が有効なものかどうかの判断に当たり、当該辞退届が、本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであるかの確認を行う。



当該辞退届について請求人は、第2の1の(2)にある手書きの書込みにより、提出義務があると誤信して提出したものと主張するのに対し、処分庁は、この手書きの書込みは、平成27年8月26日付けのケース記録表にあるとおり、請求人からの「10月末で保護を辞退する」との電話での話しを踏まえ、担当のケースワーカーが記入したものであり、この手書きの書込みをもって請求人が誤信して当該辞退届を提出したものととは考えられないと主張する。

この点、処分庁の主張のとおり、請求人から電話により辞退についての申し出がなされていたとしても、処分庁から自動車の処分や転居に係る指導を受けている状況から、一時的な感情により辞退を申し出た可能性も否めず、辞退による廃止は、法に規定のない特別な取扱いであることを踏まえると、辞退届が提出された後直ちに、改めて保護を辞退する意思の確認を行う必要があったものと考えられる。しかし、ケース記録表には、その確認を行った旨の記録は認められず、請求人が多忙を理由に処分庁への来庁を拒否していたとしても、家庭訪問等他の手段により請求人の辞退の意思の確認を行うことは可能であったことを考慮すると、提出された辞退届の有効性についての確認が不十分と言わざるを得ない。

また、直ちに急迫した状況に陥ると認められないことの確認について、処分庁は、平成27年10月27日付けで提出された就労収入申告書並びに平成27年9月分及び同年10月分給与支給通知書から、就労状況は安定しており、保護廃止によって直ちに急迫した状況に陥るとは認められないと判断しているが、家庭訪問等により、請求人から自立の目途を聴取するなどの確認は行っておらず、この点についても不十分である。

よって本件処分は、課長通知で示される要件を十分に確認することなくなされたものであり、正当な処分とは認められない。

第3 結論

以上のとおり、本件処分は違法な処分であり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年5月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

